

京都市訓令甲第 12 号  
区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年2月1日

京都市長 門 川 大 作

別表地域力推進室長の項第1号中「(行財政局人事担当局長が別に定める者に限る。)」を削り、「退職等に関する事」の右に「(保健福祉局保健福祉部長及び子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室長の専決事項に属するものを除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)